

第15回 川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月25日(木)午後2時30分から

2. 開催場所 川西町役場 大会議室

3. 出席委員(10名)

会 長 10番 新野 勝廣

会長職務代理者 9番 高橋 孝博

委 員 1番 竹田 浩徳 2番 阿部 つや子 3番 遠藤 愛 4番 平田 壽和
5番 後藤 満良 6番 勝見 和彦 7番 竹田 総一 8番 市川 博幸

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第37号 職員の任免について

第 5 報告第38号 令和5年度事業結果報告及び令和6年度事業計画について

第 6 報告第39号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あつせん調整会議審議結果報告について

第 7 報告第40号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 8 報告第41号 非農地証明の結果報告について

第 9 議 第 64号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)

第 10 議 第 65号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(貸貸借権の設定)

第 11 議 第 66号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権の設定)

第 12 議 第 67号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

第 13 議 第 68号 農用地利用集積計画に対する決定について

第 14 議 第 69号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤賢一、農地主査 竹田智弘、主任 梅津智史、主事 田口実加子
主事 高橋秀仁

6. 会議の概要

(会長新野勝廣は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により議長となる。)

議長 新野 勝廣

ただ今より、第15回、川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。

直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席9番、高橋孝博委員、議席1番、竹田浩徳委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については、事務局職員、竹田農地主査並びに梅津主任を指名いたします。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期を本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定いたします。

日程第4、報告第37号、職員の任免について、を上程いたします。事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

それでは1ページをお開きください。報告第37号職員の任免について、本委員会事務局職員について、令和6年4月1日付けで下記のとおり発令したので委員会に報告する。川西町農業委員会会長名。記1小関未夢、令和6年4月1日川西町農業委員会事務局職員を免ずる。2田口実加子、令和6年4月1日川西町農業委員会事務局職員に併任する。以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので、次に進めます。

日程第5、報告第38号、令和5年度事業結果報告及び令和6年度事業計画について、を上程いたします。事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

2ページをお開きください。報告第38号、令和5年度事業結果報告及び令和6年度事業計画について、2ページと3ページについて上半期下半期に行った事業を記載しておりますのでご覧ください。4ページをお開きください。令和6年度の事業計画になっております。農業委員会については総会、あつせん会議、委員研修会より実施いたします。独自事業といたしまして、いきいき農業者交流会を6月上旬、11月中旬、3月上旬の3回計画しております。農業関係機関との情報交換会を7月上旬と1月中旬の2回計画しております。また、12月上旬に農業委員と推進委員の視察研修を記載しておりますが県農業会議関係の11月11日の山形県農業委員会大会に合わせて出来ればと現時点では考えておりますのでよろしくお願いいたします。農業会議関係でございますが、特筆すべき所は9月3日北海道東北

ブロックの女性農業委員研修会は東北で回り番で行っておりますが、今回は山形の当番です。女性に限らず委員の方に協力をお願いしたいという話が来ていますので近くなったらご案内申し上げたいと思います。置農委員の事業では事務局レベルではございますが、川西町の担当となるのが10月上旬の農地事務担当者研修会となります。また農業者年金関係についても例年通り6月に通常総会を行い、10月から2月までの加入推進活動という事になります。以上です。

議長 新野 勝廣

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

日程第6、報告第39号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん委調整会議審議結果報告について、を上程いたします。事務局の報告を求めます。

主事 高橋 秀仁

5ページをお開きください。報告第39号、令和6年3月25日農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について、まず所有地の移転でございますが(1)3月申し出件数2件、田 6,670 m²、内個人への調整決定件数2件、田 6,670 m²、所有権移転合計2件、田、6,670 m²です。右側でございますが(1)3月再設定件数1件、田 3,281 m²利用権設定合計が1件、田 3,281 m²、利用権の移転でございますが、(1)3月利用権移転件数合計1件、田、14,074 m²です。なお、詳細についてはお手元の農地利用集積計画に対する決定についての折に説明いたします。以上です。

議長 新野 勝廣

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

日程第7、報告第40号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を上程いたします。事務局の報告を求めます。

主事 高橋 秀仁

総会資料の9ページをお開きください。報告第40号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借契約を合意解約した旨の通知があったので報告する。令和6年4月25日報告、川西町農業委員会会長名。申請件数は2件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。(以下、議案書を読み上げる)
以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第8、報告第41号、非農地証明の結果報告について、を上程いたします。事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

10ページをお開きください。報告第41号非農地証明の結果報告について2件です。11ページをお開きください。願人●●、大字大塚字荒井908-7、田、125 m²です。非農地となった時期及び事由については、昭和53年頃から申請地を埋め立てて隣接する宅地と一体的な利用をされており今後も農地として利用する計画がないという事で現況宅地となります。令和6年4月18日に後藤委員、阿部委員、事務局で調査しましたが上記の通り相違ないことを確認しております。12ページをお開きください。願人●●、大字洲島字沼ノ台3127-1、畑 174 m²です。非農地となった時期及び事由については、平成5年6月に隣接する宅地に住宅を新築し高台にある宅地で法面が今回の畑のようで現況宅地となります。こちらも令和6年4月18日に後藤委員、阿部委員、事務局で現地調査をいたしまして上記の通り相違ないことを確認しております。以上です。

議長 新野 勝廣

本件は報告案件でありますので次に進めます。

日程第9、議第64号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

主事 田口 実加子

13ページをご覧ください。議第64号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和6年4月25日提出、川西町農業委員会会長名。

申請件数は5件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字時田字変り松889、田 357 m²、土地交換です。

2番●●、●●、大字時田字堺田36-1、田 243 m²、土地交換です。

3番●●、●●、大字高山字四ツ家514、田 292 m²、計田2筆 577 m²、土地交換です。

4番●●、●●、大字高山字高橋町601-1、田 2,246 m²、計田2筆 2,441 m²、土地交換です。

5番●●、●●、大字高山字馬場-2227、畑 390 m²、贈与、受贈です。

以上、今回の申請については農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当しておりません。以上です。

議長 新野 勝廣

次にただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

- 番号1番から5番の件について議席7番竹田総一委員より報告願います。

委員 竹田 総一

番号1番2番について。4月17日に推進委員、遠藤委員が現地調査をしました。今回の申請は無償による土地交換です。申請人双方とも、意欲的に農業経営を行っており、また、周辺農地への影響は

ないと思います。

番号3番4番について、4月23日に推進委員、佐藤委員が現地調査をしました。申請人双方とも、意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。交換面積の違いから3番については総額●●円、4番については総額●●円は妥当と判断します。農地の状況から見て総額●●円は妥当だと考えます。

番号5番について、4月23日に推進委員、佐藤委員が現地調査をしました。今回の申請は贈与受贈です。周辺農地への影響はないため申請内容に問題はないと思います。

議長 新野 勝廣

事務局の説明および担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

質問なしと認めます。

お諮りします。本件について許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって本案件を許可することに決定いたします。

日程第10、議第65号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

主事 田口 実加子

15ページをご覧ください。議第65号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和6年4月25日提出、川西町農業委員会会長名。

申請件数は9件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字西大塚字住吉北233-1、田 464 m²、計田 5 筆 2,043 m²、貸し直し、経営規模拡大です。

2番●●、●●、大字西大塚字住吉99-1、田 827 m²、貸し直し、経営規模拡大です。

3番●●、●●、大字高豆蔻字一の宮1689、田 2,297 m²、計田4筆 14,877 m²、経営規模縮小、経営規模拡大です。次のページをご覧ください。

4番●●、●●、大字高豆蔻字一の宮1664、田 10,314 m²、経営規模縮小、経営規模拡大です。

5番●●、●●、大字堀金字田中1710-1、田 1,744 m²、離農、経営規模拡大です。

6番●●、●●、大字高山字四ツ家4320、田 1,429 m²、計田 2 筆 1,841 m²、離農、経営規模拡大です。

7番●●、●●、大字上奥田字孫身沢3800-1、田 25,162 m²のうち 23,460 m²、離農、経営規模拡大です。

8番●●、●●、大字上奥田字大手ヶ沢1001、田 2,091 m²、計田 4 筆 8,261 m²、貸し直し、経営移譲です。次のページをご覧ください。

9番●●、●●、大字上奥田字深沢口2908、田 221 m²、計田 9筆 8,165 m²、貸し直し、経営移譲です。

以上、今回の申請については賃借人の農機具保有状況、従事日数から農業者の要件の満たすと考えられますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。以上です。

議長 新野 勝廣

次にただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番及び2番の件について議席4番平田壽和委員より報告願います。

委員 平田 壽和

番号1番2番について4月20日に推進委員堀越委員が現地調査をしました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響もないと考えます。農地の状況からみて賃借●●円は妥当だと考えます。以上です。

議長 新野 勝廣

次に番号3番及び4番について、議席6番勝見和彦委員より報告願います。

委員 勝見 和彦

番号3番4番については4月15日に推進委員渡部委員が現地調査しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響もないと考えます。農地の状況から見て使用借賃●●円は妥当だと考えます。よろしく願います。

議長 新野 勝廣

次に番号5番及び6番について、議席7番竹田総一委員より報告願います。

委員 竹田 総一

番号5番については4月20日に推進委員の情野委員が現地調査しました。今回の申請は離農、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響もないと考えます。農地の状況から見て使用借賃●●円は妥当だと考えます。

番号6番について、4月23日に推進委員の佐藤委員が現地調査しました。今回の申請は離農、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと考えます。農地の状況から見て、借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 新野 勝廣

次に番号7番から9番について、議席1番竹田浩徳委員より報告願います。

委員 竹田 浩徳

番号7番については4月15日に推進委員の後藤委員が現地調査しました。今回の申請は離農、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響もありません。農地の状況から見て使用借賃●●円は妥当だと判断します。

番号8番9番について、同じく4月15日に推進委員の後藤委員が現地調査しました。今回の申請は経営移譲による貸し直しです。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと考えます。農地の状況から見て、8番借賃●●円、9番借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 新野 勝廣

事務局の説明および担当委員の報告が終わりました。次に、ご質問について求めます。

会長代理 高橋 孝博

7番が離農となっていますが、経営規模縮小ではないですか。

議長 新野 勝廣

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

はい、うち数の面積は残るものの農業ができる状態ではなく、それ以外はすべて貸すという事ですので間違いありません。

会長代理 高橋 孝博

分かりました。

議長 新野 勝廣

他にご質問ございませんか。

委員 後藤 満良

休憩をお願いします

議長 新野 勝廣

休憩します。

(休憩)

休憩前に戻ります。ご質問ある方いらっしゃいますか。

(質問なし)

質問なしと認め、お諮りいたします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第11、議第66号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

主事 田口 実加子

18ページをご覧ください。議第66号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の使用貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和6年4月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字上奥田字西大手ヶ沢2894-1、田 17 m²、計田11筆 19,770.31 m²、畑 8 筆 1,424 m²、経営移譲、譲受です。

以上、今回の申請について借人の農機具保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番について議席1番竹田浩徳委員より報告願います。

委員 竹田 浩徳

番号1番について4月15日に推進委員の後藤委員が現地調査をしました。今回の申請は経営移譲、譲受です。借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと考えます。

議長 新野 勝廣

事務局の説明および担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。

(質問なし)

質問なしと認めます。

お諮りします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よってこの案件を許可することに決定いたします。

日程第12、議第67号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。初めに議事の進め方について、お諮りいたします。

本件の中で整理番号2番は議席8番市川博幸委員に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。よって、本人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、議席8番市川博幸委員は、当該案件の審議中は室外に退席といたします。
初めに番号2番の件について審議を行うので議席8番市川博幸委員は室外に退席願います。

それでは、整理番号2番の案件について審議を行います。事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

19ページをお開きください。議第67号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から農地の転用に伴う貸貸借権の設定について許可申請があったので、知事に送付の意見を付けられたい。令和6年4月25日提出、川西町農業委員会会長名。

2番申請人、市川孝夫、大字玉庭字犬川下1484、田、4,745 m²のうち 1,568 m²、農地区分は農振農用地、使用目的は工事用地一時転用となります。付記として申請地を譲り受けまして河川工事の重機足場、資機材の仮置き場として流用するものでございます。補足資料で補足させていただきたいと思えます。補足資料の8ページが今回の申請地でございます。転用に係る土地利用計画については9ページのとおりでございます。事業費は耕作保障としての●●円、それを含めた農地保護や復旧費がかかりますが、県発注の工事でございますして工事業者としての持ち出しはございません。工事用地としての一時転用ですので周辺農地への影響もなく許可基準に則った申請であると考えます。以上です。

議長 新野 勝廣

次にただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号2番について議席2番阿部つや子委員より報告願います。

委員 阿部 つや子

番号2番について令和6年4月18日に後藤満良委員、私、事務局で現地調査してきました。申請農地は玉庭地内にある農振農用地の田であり、河川災害復旧工事の重機足場、資機材の仮置き場として一時転用するための申請です。転用後は盛土を行いませんが、敷居鉄板による養生や土布シートによる法面保護、農地復元計画書から周辺の農地への影響がないため、申請の内容に問題はないと判断します。以上です。

議長 新野 勝廣

ただ今の件について質問を求めます。

(質問なし)

質問なしと認めます。

お諮りします。本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに

決定いたします。

市川博幸委員の復席を求めます。

次に、整理番号2番を除く件について審議を行います。事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

19ページをお開きください。議第67号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から農地の転用に伴う賃貸借権の設定について許可申請があったので、知事に送付の意見を付せられたい。令和6年4月25日提出、川西町農業委員会会長名。

1番申請人●●、大字玉庭字犬川下1556、田、5,656 m²のうち1,561 m²、農地区分は農振農用地、使用目的は工事用地としての一時転用です。申請地を借り受けまして河川工事の重機足場、資機材の仮置き場として利用するものです。同じく転用の補足資料によって補足いたします。3ページが今回の申請地でございまして、転用に係る土地利用計画については4ページのとおりです。総事業費は耕作保障としての●●円と、それを含めた農地保護や復旧について懸案中の工事費の中から捻出されるため、工事業者としての持ち出しはございません。工事用地としての一時転用であり、重機足場、資機材の仮置き場です。周辺の農地への影響はなく、許可基準に沿った申請内容だと判断いたします。以上です。

議長 新野 勝廣

次にただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番について議席2番阿部つや子委員より報告願います。

委員 阿部 つや子

番号1番について令和6年4月18日に後藤満良委員、私、事務局で現地調査してきました。申請農地は玉庭地内にある農振農用地の田であり、河川災害復旧工事の重機足場、資機材の仮置き場として一時転用するための申請です。転用後は一部約70 cmの盛土を行いますが、土木シートによる法面保護や農地復元計画書から周辺農地への影響もないため、申請の内容に問題はないと判断します。以上です。

議長 新野 勝廣

事務局の説明および担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。

(質問なし)

質問なしと認めます。

お諮りします。本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに

決定いたします。

日程第13、議第68号農用地利用集積計画に対する決定について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

主査 高橋 秀仁

20ページをお開きください。議第68号農用地利用集積計画について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により川西町長から審議依頼があったので、農業委員会の決定を求める。令和6年4月25日提出、川西町農業委員会会長名。21ページをお開きください。所有権移転各筆明細、申請件数は2件です。番号、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、所有権の移転を受ける者、10a 対価、備考の順で読み上げます。(以下、議案書を読み上げる)

以上の計画内容は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の許可要件を満たしております。

議長 新野 勝廣

ただ今の件について質問等を求めます。

(質問なし)

質問なしと認めます。

お諮りします。本件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件について計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

日程第14、議第69号令和6年度最適化活動の目標の設定等について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

23ページをお開きください。議第69号令和6年度最適化活動の目標の設定等について、農業委員会による最適化活動の推進等について令和4年2月2日付け3経営第2584号経営局長通知に基づく令和6年度の最適化活動の目標の設定等を作成したので審議を求める。令和6年4月25日提出、川西町農業委員会会長名。

24ページをお開きください。1番の農業委員会の状況については、農林業センサス等でご覧いただければと思います。25ページをお開きください。最適化活動の成果目標を示してございます。(1)農地の集積について②の目標をご覧ください。令和9年度までに80%とし今年度末の集積率を73.3%といたします。(2)遊休農地の解消について令和3年度に発生した遊休農地1.5haについて1/5となる0.3haを解消目標といたします。26ページをお開きください。(3)新規参入の促進②の目標です。過去3年間の農地権利移動面積の平均の1割以上を新規参入の方の同意を貰うという目標となりますので、13haが今年度の目標となります。

つづいて2番の活動目標です。(1)委員が最適化活動を行う日数目標は昨年同様の10日/月とい

たします。なお、最適化活動を行う方は農業委員10名、推進委員16名全員となります。(2)活動強化月間の設定目標は、農地中間管理事業の申込期日に合わせた7月と11月に農地集積集約に係る活動。9月に遊休農地解消に係る活動を計画しております。(3)新規参入相談会への参加目標として、年1回11月頃に計画しております。なお、活動目標の(1)から(3)まで交付金を受領するにあたりポイントが高くなる数値で計画しております。以上です

議長 新野 勝廣

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

質問なしと認めます。

お諮りします。本件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、令和6年度最適化活動の目標の設定等について、提案のとおり決定いたします。

これをもちまして、第15回川西町農業委員会総会を閉会いたします。

この会議録は書記の記載したものであるが、正確を証するためここに署名する。

令和6年4月25日

川西町農業委員会議長	会長	<u>新野 勝廣</u>
議事録署名委員	9番	<u>高橋 孝博</u>
議事録署名委員	1番	<u>竹田 浩徳</u>